

償却資産の申告をお願いします

償却資産とは土地・家屋以外の事業の用に供する資産のことで、毎年1月1日時点で所有している場合は、固定資産税の対象となります。

償却資産には土地や家屋のように登記制度がないため、所有者が市に申告する義務があります。税務課では申告状況、内容について確認する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。 **【税務課】**



申告しなければいけない人は？

工場・商店などを経営している人や、駐車場・アパートなどを賃貸している人、農業をしている人など、会社（営利・非営利）、個人を問わず事業活動を営む人が対象となります。対象となる人は市まで申告してください。

事業の用に供するとは？

事業活動に使用するもので、事業として他人に賃貸しているものや、今は使用していないものなども含まれます。確定申告の減価償却と似ていますが、内容が異なります。詳しくはお問い合わせください。

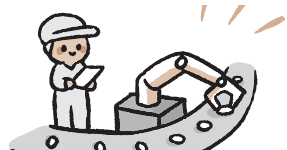
●問い合わせ 税務課 資産税係 ☎33-3706

どのような資産が対象となるの？

下記の例を参考にしてください。ただし、下記の例以外にもありますので詳しくはお問い合わせください。

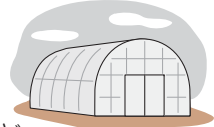
●工場の場合

- ・製造用の機械
- ・梱包用の機械
- ・受変電設備 など



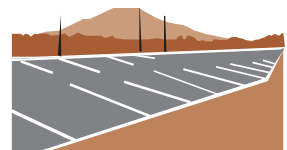
●農業の場合

- ・ビニールハウス
- ・電気柵
- ・乗用装置のない耕運機 など



●不動産貸付業の場合

- ・駐車場舗装工事費用
- ・街路灯
- ・フェンス など



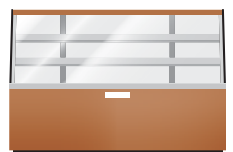
●理容・美容業の場合

- ・パーマ器
- ・バーバー椅子
- ・レジスター など



●小売業の場合

- ・ディスプレイカウンター
- ・オープン
- ・冷蔵庫 など



●飲食業の場合

- ・テーブル、椅子
- ・看板
- ・厨房用品 など



納税には便利・安心・確実な口座振替を

口座振替とは、金融機関にお持ちの口座から自動的に納付できる方法です。たいへん便利で安全・安心な方法ですので、ぜひ登録してください。 **【税務課】**



●口座振替のメリット

- 一度の申し込みで済むので、便利です。
- 現金などを持ち歩く必要がなく、盗難などの心配がないため、安心です。
- 納付期限に口座から自動的に振り替えられるので、確実です。

●取扱金融機関

紀陽銀行、南都銀行、関西みらい銀行、三菱UFJ銀行、紀北川上農業協同組合、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、ゆうちょ銀行（郵便局）

●手続方法

手続申請用紙（橋本市税等口座振替依頼書）は、市内の金融機関の窓口および市役所税務課に用意しています。申し込みは、口座振替を依頼する金融機関の窓口で行なってください。なお、申し込みには通帳届出印が必要です。お手続きいただいてから振替開始までに期間を要しますので、振替開始の時期については税務課までお問い合わせください。

●問い合わせ 税務課 収納係 ☎33-1169

令和元年度職員採用試験を実施します

●募集の職種と採用予定人員、受験資格

職種	予定人員	試験区分	受験資格
事務職	3人	A (大卒程度)	平成2年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業、または令和2年3月までに卒業見込みの人。
		B (高卒程度)	平成6年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人。ただし、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業、および令和2年3月までに卒業見込みの人を除く。
	1人	C (障がい者対象)	昭和60年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、次のいずれかに該当する人（学歴にかかわらず受験できます）。 1. 身体障害者手帳（身体障害者福祉法第15条）の交付を受けている人。 2. 都道府県知事または政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている人。 3. 知的障がい者更生相談所、児童相談所、精神保健福祉センター、障がい者職業センター、精神保健指定医によって知的障がい者であると判定された人。
		D (障がい者対象)	昭和60年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人で、精神障害者保健福祉手帳（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条）の交付を受けている人（学歴にかかわらず受験できます）。
1人	E (発達相談員)	昭和60年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）または大学院において、乳幼児に関する心理学を専修する学科を卒業、または令和2年3月までに卒業見込みの人で、普通自動車運転免許を有する人。	

●申込期間

8月1日(木)～14日(水)
(土・日曜、祝日を除く)
午前9時～午後5時

●第1次試験

- 日程 9月22日(日)
- 試験会場 保健福祉センター

●その他

- 日本国籍を有しない人や地方公務員法第16条（欠格条項）の各号に該当する人は受験できません。
- 学歴の詐称が発見された場合は採用を取り消します。
- 受験に関する詳細は、「令和元年度橋本市職員採用試験受験案内」をご確認ください。なお、提出書類および受験案内は、職員課、総合案内、各地区公民館および市ホームページから入手できます。

伊都消防組合 消防職員募集

●採用予定人数 4人程度

●受験資格

- 下記の1～3の全てを満たす人
1. 平成9年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた人
 2. 採用後、伊都消防組合構成市町（橋本市・かつらぎ町・九度山町）に居住できる人
 3. 身体要件が一定基準以上の人
- ※日本国籍を有しない人や地方公務員法第16条（欠格条項）の各号に該当する人は受験不可。

●第1次試験日 9月22日(日)

●試験場所

伊都消防組合消防本部
(かつらぎ町妙寺126-12)

●申込期間

8月1日(木)～15日(木)（土・日曜、祝日を除く）
午前8時30分～午後5時15分

●その他

詳細は、「職員採用試験受験案内」を見ていただくか、お問い合わせください。

●提出先・問い合わせ

伊都消防組合消防本部 総務課 ☎22-0119